

### 3 農林水産課

#### 指摘事項

(1) 森林再生促進事業補助金（しいたけ原木伐採）について

ア 補助金交付要綱に申請の面積要件である補助の上限、下限を設定していなかった。また、補助額を面積当たりで単価設定しているが、林相の疎密による補正や皆伐・択伐の区別等の規定がなく、伐採量に大きな差があっても基準額を適用し補助金を支出していた。このことにより、結果として公平性を欠く補助金支出となっているので、補助金交付要綱に基本的な条件を規定するよう見直し、適正に算定することを求める。

イ 実績報告における確認写真等の不備により結果を確認できない事例が多くあった。また、現地確認検査を行ったとしているが、そのことを確認できる証拠書類がなかった。補助金交付手続きにおける確認検査は厳正に行い、証拠書類等のチェックと保管を適正に実施することを求める。

#### 改善措置の状況

ア (1) 平成28年4月1日施行の佐渡市森林再生促進事業実施要領において、伐採面積の上限を1ヘクタール

ル、下限を5アールと改正した。また、林相の粗密による補正等については、伐採密度が10本/アール未満の場合、当該補助金額に2分の1を乗じた金額とするよう改正した。

イ 平成27年度申請受付分より、実績報告書提出の都度担当者が現地に出向き、写真管理による成果確認を行い、確認年月日、確認者を記載した証拠書類を作成している。

### 4 観光振興課

#### 指摘事項

(1) 宿泊魅力向上事業について

委託契約において、仕様書と異なる業務を行い、そのことにより減額すべき費用について当初契約にない人件費分として計上することとしていたが、それらの一連の契約変更手続きを行わず、当初の契約金額と同額で委託料を支出していた。当初契約にない人件費分については、減額し返還させることを求める。

#### 改善措置の状況

(1) 当初契約にない人件費計上分406,080円については、返還処理を行い、平成28年3月29日付けで入金された。

## 天然記念物や名勝海岸の無断現状変更を防止しましょう

小木海岸や海府海岸は、文化財保護法により天然記念物や名勝に指定されているため、規制区域内で下記の行為を行う場合は、国の許可を受ける必要があります。

#### ■申請が必要な行為

- ①住宅、民宿、店舗、倉庫、農林漁業施設などの建築物や工作物の新增改築や解体
- ②浄化槽の設置や上下水道の工事
- ③道路の舗装や側溝整備
- ④看板など屋外広告物の設置
- ⑤森林等、木や竹の伐採
- ⑥土地の造成（盛土、切土）などの形状変更
- ⑦土砂や岩石の採取
- ⑧その他、現在の状況から変更を行う行為

#### ■規制区域

地形や土地利用状況から4ランクに区分化されています。佐渡市ホームページ内「地理情報サービス」で閲覧できます。

#### ■許可に要する期間

文化庁の審議会にはかるため、許可には2～3ヵ月程度の期間が必要となります。（変更の程度が軽微なときは、市の許可になる場合があります。）現状変更の計画がある場合は、お早めにご相談ください。

■お問い合わせ 市役所世界遺産推進課文化財室 文化財保護係 ☎63-3195

